

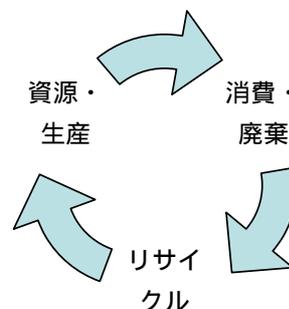
9. リサイクル資材の利用 ～ 大阪府リサイクル製品認定制度の活用

事務所	飲食店	病院
学校	集会所	ホテル
物販店	工場	集合住宅

概要

これまで我々は、豊かさや便利さ、快適さを求め、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動を続けていた。これは同時に、天然資源の枯渇、地球温暖化、環境汚染、最終処分地の逼迫といった様々な問題を生み出していた。こうした社会のあり方や生活様式を見直し、廃棄物の発生を抑制するとともに、生産から流通、消費、廃棄にいたるまでの“もの”の効果的な利用やリサイクルを進めることにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが求められている。

そのため、府民、事業者、府の責務を定めるとともに、府が行う循環型社会の形成に関する基本的施策や産業廃棄物の適正な処理のために必要な規制等を規定した「大阪府循環型社会形成推進条例」が、平成 15 年 4 月 1 日より施行されている。



「大阪府循環型社会形成推進条例」第 12 条の規定に基づき「大阪府リサイクル製品認定制度」が平成 16 年 4 月 28 日に創設。

認定の対象となる製品

主として府内で排出された循環資源(コンクリートがら、間伐材、廃プラスチック等)を使用して、府内のプラントで再生した製品が認定対象。

認定基準

循環資源の使用率、JIS 規格等への適合、製品に有害物質が使用されていないことなど。

認定証の交付及び認定マークの付与

申請のあったリサイクル製品について、認定基準を満たすものに認定証の交付及び認定マークを付与。



大阪府リサイクル製品認定マーク

効果

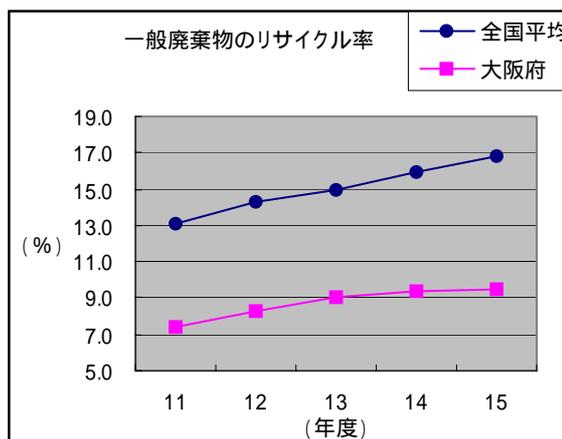
府域で発生する循環資源から製造したリサイクル製品の利用を推進することで、

経済性向上効果

- ・ 循環型社会の形成に寄与する事業を営む府域の事業者の育成

環境性向上効果

- ・ 府域で発生する廃棄物の発生抑制
- ・ 府域で発生する廃棄物のリサイクル率向上



CASBEE 対応項目

生物環境	建物の熱負荷	効率的運用	大気汚染
まちなみ環境	自然エネルギー	水資源保護	ヒートアイランド化
地域性アメニティ	設備システム効率化	低環境負荷材料	地域インフラ負荷

設計時のガイダンス

設計上の留意点

価格や製品仕様など要求される条件はそれぞれ異なることから、すべての場合に認定リサイクル製品を優先的に利用することはできないが、循環型社会の形成に向け、下記の取組方法例を参考に積極的な認定製品の利用に努める。

取組方法例

物品購入及び工事発注に際しては、下記の場合などを除き、仕様書等に認定リサイクル製品の条件を入れるなどして率先使用に努める。

- ・ 調達予定品目に認定リサイクル製品が無い。
- ・ 認定リサイクル製品の価格がその他の製品に比べて著しく高い。
- ・ 認定リサイクル製品の強度などが要求する仕様を満たさない。
- ・ 希望する日時、量の納入が困難であると考えられる場合。

事例

製品分類一覧

コンクリートガラ、アスファルトガラ、スラグなどを利用したリサイクル製品

- ・ 再生舗装材 再生クラッシャー、再生粒度調整砕石など
- ・ タイルブロック インターロッキングブロック、平板ブロックなど

木材を利用したリサイクル製品

- ・ 木材等を利用したボード パーティクルボード
- ・ 剪定枝等を利用した製品 再生炭、土壌改良材、肥料
- ・ 間伐材等を利用した製品 フェンス、木製擁壁、木ベンチなど
- ・ 木質チップ等を利用した製品 植生マット

プラスチックを利用したリサイクル製品

- ・ 床材 タイルカーペット、クッション材など
- ・ 土木・建築資材 車止め、防球ネット、防災ネットなど
- ・ 水道用品 排水マスふた、水道メーターボックス
- ・ その他 屋上緑化ブロック、ベンチなど

繊維を利用したリサイクル製品

- ・ 工業用繊維製品 遮水マットなど

その他リサイクル製品

- ・ 消火器、ドラム缶など



再生舗装材(再生砕石)



下水汚泥焼成レンガ(アシュレン)



アシュレンの施工例(小吹台中継ポンプ場)

出典・参考文献

- 1) 大阪府循環型社会形成推進条例
- 2) 大阪府リサイクル製品認定要領
- 3) 大阪府リサイクル製品認定制度ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/waste/ninteiseido/index.html>